

土地や建物などをお売りになって確定申告をされる方へ

所得税の申告書 の作成・送信は **自宅で** **国税庁ホームページから！**

STEP

1

「国税庁ホームページ」へアクセス



確定申告には、**ご自宅からスマホやパソコン**でご利用いただける**確定申告書等作成コーナー**が便利です！



確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！



作成コーナー



【確定申告書等作成コーナー】

STEP

2

「確定申告書等作成コーナー」で金額等を入力



画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3

e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードを使って送信

パソコンの画面に表示されるQRコードをスマートフォンで読み取る方法で、**I Cカードリーダライタがなくても、マイナンバーカードを利用して、スマホやご自宅のパソコンからe-Tax送信ができます。**

マイナンバーカードの準備



※ QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

QRコードを使ったマイナンバーカードの読み取り手順



アプリの起動

スマートフォンで、マイナポータルアプリを起動。

QRコード読み取り

マイナポータルアプリのQRコード読み取り機能を使って、パソコンの画面に表示されたQRコードを読み取る。

マイナンバーカード読み取り

スマートフォンに表示される画面の案内に沿って、スマートフォンでマイナンバーカードを読み取る。

マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンが必要です。

マイナンバーカードをお持ちでない方も、暫定的な対応として税務署から発行を受けた「ID・パスワード」を利用して、e-Taxで送信（提出）できます。

■ 土地や建物などをお売りになった方の確定申告について

土地や建物など（借地権や耕作権など、土地の上に存する権利を含みます。）をお売りになって譲渡益がある場合は、確定申告が必要です。

なお、マイホームをお売りになって譲渡益がある場合は、特別控除などの特例があります。

譲渡損失がある場合は、その譲渡損失の金額をその他の所得と損益通算することや、その年で通算しきれなかった譲渡損失の金額がある場合に、その年の翌年以後3年内の各年分の所得から繰越控除することができる特例があります。

これらの特例の適用を受けるための要件や必要な書類については、国税庁ホームページの「タックスアンサー」の「マイホームを売ったとき」に掲載していますのでご覧ください。

裏面もご確認ください

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」のご案内

①トップ画面で「作成開始」を選択



②「所得税」を選択



③「作成開始」をクリック



④「土地建物等の譲渡所得」を選択し入力を開始



(注) このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

確定申告書等作成コーナーの入力方法は動画でチェック



土地等譲渡所得のしくみと
申告手続



マイナンバーカード方式での
e-Tax送信方法

こちらからアクセス！



確定申告 動画



ご不明な点がある場合

- 操作が分からない場合は確定申告書等作成コーナー内の「[ご利用ガイド](#)」をご確認ください。また、操作方法や一般的な税についてお問い合わせの多い質問は「[よくある質問](#)」に掲載しています。
 - 税について、「よくある質問」でも解決しない場合は、国税庁ホームページの「[タックスアンサー](#)」をご確認ください。
 - タックスアンサーでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を自分に合った状況やキーワードなどから調べることができます。
- チャットボットもご利用ください！
- ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が回答します。



タックスアンサー



税務職員ふたば



相続税の申告をされる皆さまへ

相続税申告は

e-Taxをご利用ください



国税庁においては、あらゆる税務手続が税務署に行かずにつきできる社会を目指し、税務行政のデジタル化の推進を掲げており、e-Taxの利用拡大に取り組んでいます。

e-Taxのメリット

- ✓ 税務署や金融機関に出向くことなく手続可能
インターネットを利用して申告、申請・届出、納付手続をすることができます。
- ✓ 申告書のデータ管理・ペーパーレス化
添付書類も含めて、送信した申告書をデータで管理することができます。また、データで管理することにより、ペーパーレス化につながります。
- ✓ 遠隔地の場合でもスムーズに手続可能
複数の財産取得者が共同で手続を行う場合、書面で申告書等を郵送する時間がかかりず、スムーズに手続できます。

e-Taxご利用の準備

●利用者識別番号の確認・取得

e-Taxのご利用には、16桁の利用者識別番号が必要です。過去に国税に関する手続でe-Taxを利用されたことがある場合、その際に用いた利用者識別番号をご利用いただけます。

利用者識別番号の確認については、裏面の確認手順をご覧ください。

税理士へ依頼する方へ

相続税申告書の作成を税理士へ依頼する場合は、裏面の「利用者識別番号の確認手順」で把握した利用者識別番号を、税理士へお伝えください。

【利用者識別番号】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



利用者識別番号の確認手順

所得税や贈与税の申告手続をされたことがありますか？

はい or 覚えていない

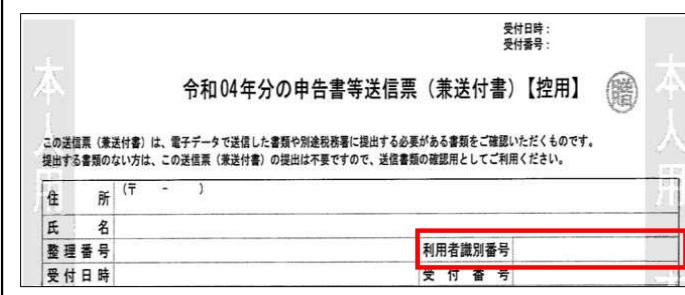
いいえ

利用者識別番号が確認できる書類をお持ちですか？

◎申告書等送信票

◎確定申告のお知らせ

-書類の一例-



はい

いいえ

お持ちの書類に記載された利用者識別番号をご利用いただけます。

※ 税理士へ依頼される場合は、この番号をお伝えください。

e-Taxのマイページを確認できますか？



※ マイナポータルの「もっとつながる」機能を利用し、e-Taxと連携した後に遷移する「TOP画面」より「マイページ」をご利用ください。

詳細は、e-Taxホームページ「マイナポータルとの連携」をご確認ください。

※ 利用者識別番号は、e-Taxソフト（Web・スマートフォン版）・受付システムからも確認できます。

はい

いいえ

表示した利用者識別番号をご利用いただけます。

※ 税理士へ依頼される場合は、この番号をお伝えください。

「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」をご自身の住所地を管轄する税務署に提出し、利用者識別番号を取得してください。

※ 届出書の提出は税理士へ依頼することも可能です。

※ 利用者識別番号が不明な場合は、変更等届出書を提出してください。

納税方法（ダイレクト納付のご案内）

事前にe-Taxで「ダイレクト納付利用届出書」を提出することで、即時又は指定した期日に、口座引き落としにより納付することができます。

税理士が代わりに手続を行うこともできます。

詳細は、国税庁ホームページ「[ダイレクト納付の手続](#)」をご確認ください。



【ダイレクト納付の手続】

贈与税の申告書の作成・送信は 自宅で 国税庁ホームページから！

STEP

1 「国税庁ホームページ」へアクセス

- 贈与税の申告には、**ご自宅からパソコン**でご利用いただける**確定申告書等作成コーナー**が便利です！
- 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！

作成コーナー



【確定申告書等作成コーナー】



STEP

2 「確定申告書等作成コーナー」で金額等を入力

- 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3 e-Taxで送信して提出

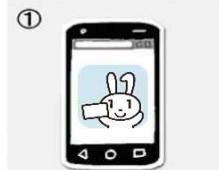
マイナンバーカードを使って送信

パソコンの画面に表示されるQRコードをスマートフォンで読み取る方法で、**I Cカードリーダライタ**がなくても、マイナンバーカードを利用して、**ご自宅のパソコン**からe-Tax送信ができます。

マイナンバーカードの準備



QRコードを使ったマイナンバーカードの読み取り手順



アプリの起動

スマートフォンで、マイナポータルアプリを起動。



QRコード読み取り

マイナポータルアプリのQRコード読み取機能を使って、パソコンの画面に表示されたQRコードを読み取る。



マイナンバーカード読み取り

スマートフォンに表示される画面の案内に沿って、スマートフォンでマイナンバーカードを読み取る。

マイナンバーカード読み取対応のスマートフォンが必要です。

※ QRコードは、株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

マイナンバーカードをお持ちでない方も、暫定的な対応として税務署から発行を受けた「ID・パスワード」を利用して、e-Taxで送信（提出）できます。

■個人から財産をもらったときの贈与税の申告について

1年間（1月1日～12月31日）に財産の贈与を受けた人は、その贈与を受けた財産について、

① 「暦年課税」を適用する場合で、その財産の価額の合計額が基礎控除額（110万円）を超えるとき

② 「相続時精算課税」を適用するとき

には、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに贈与税の申告をしなければなりません。

裏面もご確認ください

国税庁ホームページの 「確定申告書等作成コーナー」のご案内

①トップ画面で「作成開始」を選択



②「贈与税」を選択し入力を開始

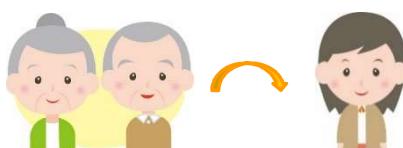


■添付書類のイメージデータによる提出について

e-Taxで贈与税の申告書を送信する場合、別途郵送等で書面により提出する必要がある特定の添付書類について、書面による提出に代えて、イメージデータ（PDF形式）により提出することができます。

(注) このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

確定申告書等作成コーナーの入力方法は動画でチェック



贈与税のしくみと申告手続
(歴年課税、相続時精算課税)



マイナンバーカード方式での
e-Tax送信方法

こちらからアクセス！



確定申告 動画



ご不明な点がある場合

- 操作が分からない場合は確定申告書等作成コーナー内の「 ご利用ガイド」をご確認ください。また、操作方法や一般的な税についてお問い合わせの多い質問は「 よくある質問」に掲載しています。
- 税について、「よくある質問」でも解決しない場合は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」をご確認ください。
- タックスアンサーでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を自分に合った状況やキーワードなどから調べることができます。



タックスアンサー



大阪国税局・税務署

2023.9